

土壌汚染対策法の概要

県民の生活環境の保全等に関する条例の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

規定の趣旨

土壌・地下水汚染は、放置すれば人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されるため、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染土壌の拡散防止や土地改変時の義務について規定する

制度

調査義務

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査

- ・自主調査(第4条2項の調査の結果の提出あった土地を除く。)において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

【調査が適切と認められる場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)

→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

摂取経路の遮断が行われた場合

汚染の除去が行われた場合には指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準、処理の委託義務に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度

制度

調査義務等

特定有害物質等取扱事業所において

- ・土壌・地下水の調査を行う努力義務(第39条第1項)
- ・事業所(限定あり)を廃止しようとするとき(第39条第2項)
- ・土壌・地下水汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条第3項)

- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の報告(第39条の2第1項)の際に、土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条の2第2項)

【土壌・地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準を超過した場合】

汚染判明時の義務

①汚染の拡散を防止するための措置の実施

- ・汚染が判明した場合等は直ちに応急措置を講じ、汚染状況、応急措置の内容等を知事に届出(第40条第1・2・3項)
- ・汚染の拡散防止措置を講じ、措置が完了したときは、完了届出を義務付け(第40条第4・6項)

特定有害物質等取扱事業所において健康被害が生ずるおそれがある場合に知事が措置命令(第41条第1項)

②汚染の除去等の措置の実施

- 汚染の除去、汚染の拡散の防止等の措置について土壌汚染等処理計画書を提出し、措置が完了したときは、完了届を義務付け(第41条第2・3項)

これらの汚染判明時の措置を法や条例の規定により土壌・地下水汚染が判明した全ての事案に対し義務付け

※環境省令で定める方法により、土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査を行わせ、その結果を併せて都道府県知事に提出することができる(法第4条第2項)。

法と条例(土壌・地下水関係)の規定の内容の比較表

		土 壌 汚 染 対 策 法	条 例
目 的		[1] 国民の健康の保護	[1] 県民の健康の保護と生活環境の保全
対象物質 (特定有害物質)		[2] 鉛、砒素、トリクロロエチレン等 2 6 物質	[36] 鉛、砒素、トリクロロエチレン等 2 6 物質 (法と同じ)
未然防止		—	[36] 特定有害物質等を埋めること、飛散、流出、地下浸透させることの禁止 [37] 特定有害物質等を取り扱う施設の点検 [39 の 2] 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査 (履歴調査) : 汚染土壌の拡散等の未然防止
調 査	対象者	[3] [4] [5] 土地所有者等 (所有者、管理者又は占有者)	[39] 特定有害物質等取扱事業者 (特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所の設置者) [39 の 2] 土地の形質変更を行おうとする者 (履歴調査)、土地所有者等 (土壌・地下水の調査)
	契機	[3] 有害物質使用特定施設の使用の廃止時 (操業を続ける場合は、調査を猶予) [4] 一定規模 (3,000 m ²) 以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき ※調査の結果を届出に併せて提出することができる (第 2 項) [5] 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき	[39] 土壌・地下水の調査を行う努力義務 (第 1 項) 特定施設又は地下ガソリンタンクを有する特定有害物質等取扱事業所を廃止しようとするとき (第 2 項) 土壌・地下水汚染のおそれがあると知事が認めるとき (第 3 項) [39 の 2] 一定規模 (3,000 m ²) 以上の土地の形質の変更の報告の際に、土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき
	調査方法	土壌汚染状況調査 (規則で定める方法)	[38] 土壌汚染等対策指針で定める方法 (法に準じた調査方法に加え、形質変更者が実施する土地の履歴調査の方法等を定める。)
基 準		[6] 土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準	[39] 土壌汚染等対策基準 (土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準 (法と同じ基準値))
汚染 (基準不適合) が判明した土地の扱い		[6] [11] 知事が法に基づき規制対象区域に指定・公示し、台帳に記載し閲覧に供する	[42] 知事が公表 (人の健康又は生活環境に係る被害防止)

措 置	対象者	[7] 土地所有者等	[40] [41] 特定有害物質等取扱事業者又は土地所有者等
	措置方法	[7] 汚染の除去等の措置の方法 (盛土、封じ込め等の規則で定める方法。)	[38] 土壌汚染等対策指針で定める方法 (汚染が判明した場合の応急措置、汚染の除去等の措置及び拡散防止措置の方法を定める。)
汚染土壌処理業者に関する規定		[22] 汚染土壌処理業の知事による許可についての規定	[45 の 2] 汚染土壌処理業の許可申請をしようとする者に生活環境影響調査の実施義務等
その他		[9] 要措置区域における土地の形質変更の原則禁止 [12] 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出 [16] [17] [18] [19] [20] [21] 汚染土壌の区域外への搬出に関する規制 (事前届出、運搬基準、汚染土壌処理業者への委託義務、管理票の使用等)	[43] 汚染の拡散防止のための応急措置等に係る勧告 [44] 適用除外となる土地 [45] 自主調査により汚染が判明した場合の知事への報告に関する努力義務等

※現行の法と条例の規定（平成 31 年 2 月 20 日時点）

凡例：[]は条